

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の審議事項

**前回までの検討事項**

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計処理に関する部分）について、第 329 回企業会計基準委員会（2016 年 2 月 10 日）及び第 30 回専門委員会（2016 年 2 月 4 日）以降、5 本の実務指針を以下のように 3 本の会計基準等に移管すべく、審議を行っている。

JICPA の実務指針	移管後の会計基準等（仮称）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という。）</li> <li>➤ 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「個別税効果実務指針」という。）</li> <li>➤ 会計制度委員会「税効果会計に関する Q&amp;A」（以下「税効果 Q&amp;A」という。）</li> </ul>	(1) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」（以下「税効果適用指針（案）」という。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」</li> </ul>	(2) 「中間財務諸表における税効果会計に関する適用指針（仮称）」
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」</li> </ul>	(3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）

2. このうち、法人税等会計基準については、2017 年 3 月 16 日に公表された。
3. その他の実務指針等の移管に関し、開示については、専門委員会で 11 回、企業会計基準委員会で 9 回審議を重ねている。また、税効果適用指針（案）については、専門委員会で 10 回審議を重ねている。この間、開示については、2017 年 1 月 23 日及び 24 日に、利用者、作成者および監査人にアウトリーチを実施した。

**本日の審議事項**

4. 本日は、以下に関する論点の審議を行う。

(1) 開示に関する論点の検討

- 単体財務諸表における税効果会計の開示に関する検討（審議事項(4)-2-1）
- 仮に開示を追加する場合の「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（文案）」（審議事項(4)-2-2）
- 第49回専門委員会及び第357回企業会計基準委員会で聞かれた意見（審議事項(4)-2-3）

(2) 税効果適用指針（案）に関する検討（審議事項(4)-3）

(3) 回収可能性適用指針の改正に関する検討（審議事項(4)-4）

(4) 適用時期等に関する論点の検討（審議事項(4)-5）

以 上